

高松市立新番丁小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、被害を受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。しかし、いじめほどの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、本校では、全ての児童がいじめをしないこと、さらに他の児童に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないように、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組みます。

2 いじめ防止等に向けた基本的な方針

(1) 基本理念

- ① いじめは人として許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こりうることから、学校、家庭、地域が一体となり、未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- ② いじめ防止等への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。特に、「いじめを生まない土壌づくり」としての未然防止については、日常の教育活動の在り方と密接に関わっていることから、すべての教職員が高い意識をもって取り組んでいきます。
- ③ いじめられている児童の立場に立って心の痛みをしっかりと受け止め、解決まで守り抜くという姿勢を貫きます。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言います。

(3) 基本方針

① いじめの未然防止

児童が安心して学校生活を送ることができるように、規律ある態度で主体的に参加・活躍できる機会が保障された学級・学校づくりに努めます。また、全ての児童がいじめを自分たちの問題として考えられるように指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

② いじめの早期発見

日頃から児童の内面を理解することができるような交流を通して信頼関係の構築を図り、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により、幅広く情報を共有できるようにします。また、兆候を見逃さず、積極的にいじめ事案として認知するよう努めます。

③ いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。その際、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童には毅然とした態度で指導します。対応にあたっては、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得ながら進めます。

④ 教職員の資質・能力の向上

全ての教職員のいじめに気付く力や、いじめに対する指導力向上を図るため、積極的に研修を行います。

⑤ 家庭や地域社会との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭や地域社会と連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するなど、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるように努めます。

⑥ 関係機関との連携

いじめへの対処において、積極的に関係機関と連携して対応していくよう努めます。

⑦ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに高松市教育委員会に報告し、関係機関との連携を取りながらその事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

3 いじめの防止のための対策

(1) いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、次の機能を担う「新番丁小学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

新番丁小学校いじめ防止対策委員会

【構成員】

校長、教頭（2名）、生徒指導主事、教務主任、教育相談担当、養護教諭、人権・同和教育主任、学年主任

（必要に応じてスクールカウンセラーも参加し、協議内容や対応する案件等により、新たな構成員を加える場合もあります。）

【主な活動内容】

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等を含む）
- ② いじめ事案に対する対応に関すること
- ③ いじめ防止等の取組状況をふまえた評価及び改善に関すること

【開催時期】

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は即時の緊急開催とします。

(2) いじめの未然防止

① 互いの人格を尊重し合える態度の育成

児童生徒の自己有用感を高めるとともに、他の人格を尊重する態度を育成する取組により、安心して自己表現、自己決定をすることができる支持的雰囲気のある温かい集団づくりに努めます。

② 道徳教育及び体験活動の充実

いじめ防止や生命尊重等に関する道徳教育や体験活動、「スマイルあいさつ運動」等を推進します。

③ 傍観者を生まない集団づくり

「なかよし月間」や「いじめゼロ月間」、「強めよう絆月間」等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むように指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。その際、児童会が採択した「新番丁小学校いじめゼロ宣言」の活用を図ります。

④ インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者へ啓発していきます。

⑤ 保護者や地域との連携

いじめ防止に向けて、PTAやサポート協議会、また、少年育成委員等地域との連携を図りながら取組を進めます。

(3) いじめの早期発見

① いじめ調査等

いじめにつながる実態把握も含めて、いじめの早期発見のために、以下のように定期的な調査を実施します。(インターネットを通したいじめに関する調査項目も設けます。また、記名調査とする場合は、実施方法について配慮すべき留意点を明記します。)

- ・児童対象いじめアンケート(校内実施)…年3回
- ・保護者対象いじめアンケート…年3回
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聴き取り…年3回

② いじめ相談体制

児童及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるように、以下のように相談体制の整備を行います。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・校内及び校外のいじめ相談窓口の設置と周知
- ・日記等を通じた学級担任との日常的な相談の機会の設定

③ 日常的な観察による児童の変化の察知と情報の共有

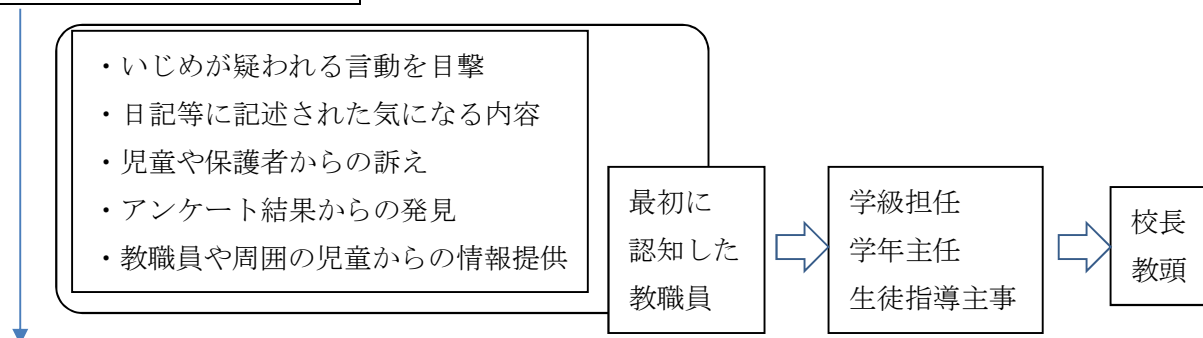
- ・全ての教職員が、いじめのサインを念頭において児童と接するなかで、小さな変化も見逃すことなく察知し、その情報を迅速かつ組織的に共有して対応します。
- ・いじめられた児童に見られるサインの例を保護者に示し、家庭での変化も早期に発見して速やかに学校に知らせていただく等の協力体制をとります。

(4) いじめ対応の流れ

いじめの事実が確認された場合は、いち早くいじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめられた児童・保護者に対する支援、そして、いじめた児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

① 発見から組織的対応の展開

1 いじめの情報のキャッチ



2 対応チームの編成 =いじめ防止対策委員会の緊急開催

校長、教頭（2名）、生徒指導主事、教務主任、教育相談担当、養護教諭、人権・同和教育主任、学年主任、
関係児童担任
(必要に応じてスクールカウンセラーも参加し、協議内容や対応する案件等により、新たな構成員を加える)

3 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の共有・整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度及び危険度の確認及び対応スケジュールの決定
- (3) 役割分担
 - ・被害児童、加害児童、周辺児童からの事情聴取及び支援、指導担当（3グループ）
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

4 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害児童⇒周辺児童⇒加害児童の順に行います。
- ・複数の担当者で確認しながら聴取を進め、情報提供児者についての秘密は厳守します。
- ・いじめ加害児童が被害児童や情報提供児者に圧力をかけることを防ぎます。
- ・究明された事実等の情報において、関係保護者間で認識の相違がでないように留意します。

5 関係児童への対応（支援・指導）

(1) 被害児童への支援

※心のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して学校に通学できるようにすることを重視します。

- ・全ての教職員が、いじめられた児童の心に寄り添い、何があろうとも守り抜く姿勢で支援します。
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教職員が対応します。
- ・いじめを絶対に許さない等、加害児童への今後の指導の仕方について伝えます。
- ・加害児童との今後の関係について、ともに考えます。
- ・日記の交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- ・自己肯定感を回復できるように、友達との関係づくりや活躍の場の積極的な設定などの支援を行います。

(2) 加害児童への指導

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等は一切認めません。

- ・被害児童の心情に気付かせ、自分が加害者の立場であることの自覚を促します。
- ・自分はどうすべきだったのか、今後どうしていくのか反省させます。
- ・日記の交換や面談等を通して、教職員との信頼関係を深めながら成長を促していきます。
- ・学校生活のなかでよさを認める機会を増やし、望ましい行動につないでいきます。

(3) 周辺児童への指導

- ・いじめは、学級、学年等集団全体の問題であることを示し、教員と児童全員が取り組まなければならないことをしっかり認識させます。
- ・いじめの事実を報告することは、つらい立場にある仲間を救うことであり、人権及び命を守る立派な行為であることを理解させます。
- ・周囲ではやしたてたり傍観していたりする行為が、被害児童にとってどのように受け止められるのか、しっかり考えさせます。
- ・今後いじめを許さない集団づくり、互いを尊重し、認め合う仲間づくりに向けた話し合いを深めていきます。

6 いじめの解消

いじめの解消については、①いじめに係る行為がやんでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの少なくとも2つの要件が満たされており、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめは再発可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察するよう努めます。

(5) 保護者との連携

① 被害児童の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で速やかに保護者と連絡を取り、学校で把握した情報を正確に伝えます。
- ・徹底して被害児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応経過を丁寧に伝えるとともに、家庭での被害児童の様子について情報提供を受けます。

② 加害児童の保護者との連携

- ・事情聴取後、事実について児童の確認をとりながら伝えます。被害児童の状況も伝え、事実の深刻さを認識してもらいます。
- ・指導の経過と加害児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・学校は事実について指導し、加害児童が本来のよさを発揮しながらよりよく成長してほしいと

願っていることを伝えます。

(6) 地域との連携

・ 育成委員連絡協議会、新番丁小学校サポート協議会、校区見守り隊等との連携を図り、学校内外で起こるいじめの早期発見に努めます。

(7) 関係機関との連携

警察への通報など関係機関との連携

・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ、また、指導に関わらず繰り返されるいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

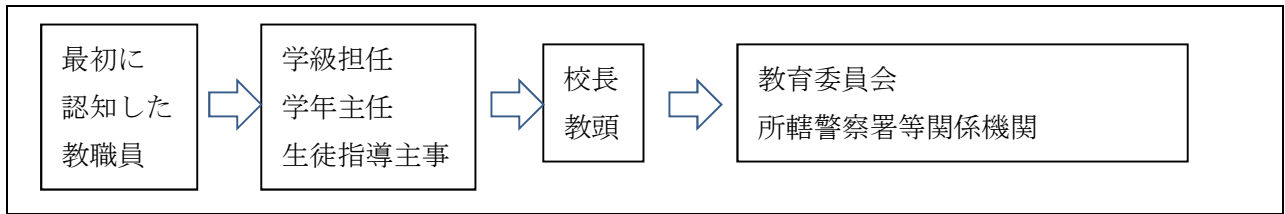
4 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

重大事態とは

- ① いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
 - ・ 児童が自殺を企図した場合等
 - ② いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- 児童やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
- ・ 重大事態が発生したものとして報告・調査等に着手

(2) 重大事態発生時の連絡体制



(3) 重大事態に対する調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合

- ・「いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。
- ・調査を行ったときは、いじめ被害児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

5 教職員の指導力の向上

- ・いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、「未然防止」「早期発見」「早期対応」等において実効力のある指導が展開されるようにします。
- ・国立教育政策研究所作成の生徒指導リーフシリーズや県教委作成の「かがやく笑顔をとりにもどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

6 高松市新番丁小学校いじめ防止基本方針の公表・説明及び検証改善について

(1) 児童生徒・保護者、関係機関等への説明

本基本方針については、本校のホームページに掲載します。また、その内容については入学時・各年度の開始時に児童・保護者、関係機関等に説明します。

(2) 学校評価による検証改善

本基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、そこでの評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。その際、保護者、地域、関係機関等の意見を聞くなど、具体的な対策に係る連携に努めます。

平成 26 年 4 月 1 日

平成 30 年 3 月 1 日改定